日本計量新報
計測と科学
毎週日曜日発行
日本計量新報社
東京都千代田区神田錦町3-11-8（武蔵野ビル）
〒101-0054 TEL 03-3295-7871
FAX 03-3295-7874
http://www.keiryou-keisoku.co.jp/
振替口座　00140－5－12935
購読料年間25,000円（消費税別）

計量法施行規則等を一部改正

9月6日公布、施行は、公布日または2019年2月1日

計量証明事業者が保有しなければならない機器等の見直し、水銀汚染防止法への対応、校正事業者の登録区分の追加など

経済産業省は9月6日付で、計量法施行規則等を一部改正した。施行は、公布日または2019（平成31）年2月1日。計量証明事業者が保有しなければならない機器等の見直しや、水銀汚染防止法への対応、校正事業者の登録区分の追加などをした。（関連資料②～⑦面）

今回の改正は、これまでの省令等改正（2017年9月22日公布、2018年3月30日公布）に続いて、計量法施行規則等を改正し所要の措置を講ずるもの。

■意見募集で6件の意見

5月26日～6月24日まで、改正省令案等に対する意見を募集し、6件の意見があった。意見に基づいて所要の修正を施し、9月6日公布した。

■改正等の概要

改正等の概要は次のとおり。

⑴計量証明事業者が保有しなければならない機器等について、事業者の事業範囲等によって例外的に保有することを要しない場合を規定するとともに、技術進歩等により普及した機器等を保有しなければならない機器等に追加した。

⑵水銀汚染防止法により、原則、水銀使用製品の製造および輸入が規制されること等から、次の改正をした。

▽ガラス製温度計、ガラス製体温計、密度浮ひょう、電気式アネロイド型血圧計および浮ひょう型比重計の技術基準として引用されている日本工業規格（JIS）が水銀汚染防止法へ対応するために改正されたことにともない、検則で引用しているJISの年号を改正した。

▽アネロイド型血圧計の検定等に用いる計量器（基準器）のうち水銀を使用しているものの代替性を鑑みて、「血圧計用基準圧力計」を基準器として新しく追加した。

▽密度基準器、濃度基準器および比重基準器について、基準器の精度向上や検査の安全性の観点等から、基準器検則に定める技術基準を改正するとともに、技術基準の変更にともない、検査手数料を改正した。

▽基準フラスコについて、計量法第143条第1項の登録事業者がおこなう体積（フラスコ）に対する校正事業の内容が、経済産業省令で定める器差検査の方法と同等であると判断されたため、当該基準器の器差の検査をおこなわない場合の額を手数料規則別表第3に追加した。

⑶校正事業者の登録に係る区分に「速さ」を追加した。

⑷その他、必要な改正をした。

■施行日

公布は、2018（平成30）年9月6日、施行日は、公布日また2019（平成31）年2月1日。

■公布した省令

▽計量法施行規則の一部を改正する省令（平成30年経済産業省令第54号）、同（新旧対照表）

▽特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（平成30年経済産業省令第55号）、同（新旧対照表）

▽基準器検査規則の一部を改正する省令（平成30年経済産業省令第56号）、同（新旧対照表）

▽計量法関係手数料規則の一部を改正する省令（平成30年経済産業省令第57号）、同（新旧対照表）

▽指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令（平成30年経済産業省令第58号）、同（新旧対照表）

■公布した告示

▽計量法施行規則第四十一条第一号ただし書及び第三号ただし書並びに別表第四の規定に基づき経済産業大臣が別に定める場合及び経済産業大臣が別に定めるものを定める件（平成30年経済産業省告示第175号）

▽計量法施行規則第九十条の二ただし書に基づく校正手法を定める件の一部を改正する件（平成30年経済産業省告示第176号）、同（新旧対照表）

指定検定機関指定の申請の考え方

「計量制度見直し」のwebサイトに掲載

経済産業省計量行政室は9月7日、経済産業省「計量制度見直し」のwebサイトに、「指定検定機関指定の申請の考え方（第一版）」を掲載した（http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/000_keiryou_minaoshi.html）。

取引または証明に使用する自動はかり4器種が検定対象になったことから、民間事業者の参入を促進するため「器差検定を中心とする指定検定機関」が新しく発足する。

初めての制度であり、この制度についての情報も不足していることから、経済産業省計量行政室は、2018（平成30）年度秋以降において「器差検定を中心とする指定検定機関」の指定の申請をする企業・団体、申請を準備・検討する企業・団体に向けて、あらかじめ申請の準備ができるように、申請にあたっての必要な書類や要件の考え方を示す資料を作成した。

「第一版」とあるように、この「考え方」は、今後、記載の追加、修正等により、変更される可能性があるが、その場合、webサイト等で公表することにしている。

「指定検定機関」の申請の審査は、書類審査と現地審査をあわせて実施するが、この文書は、「器差検定を中心とする指定検定機関」の指定の申請の検討（前段階）から申請（書類申請）までについて示したもので、現地審査については示していない。必要に応じて示すことにしている。

■目次

◇はじめに◇第1章指定の申請に向けて◇第2章「器差検定を中心とする指定検定機関」の指定の基準◇第3章申請における各事項の考え方◇第4章指定の申請◇参考資料

TANITA
デジタルスケール
見やすいバックライト付大型表示
TL-280
¥33,000（税抜）

定量計量専用機
Pack NAVI
速くハカル、楽にツメル
Yamato
大和製衡株式会社　tel:078-918-5577
http://www.yamato-scale.co.jp/

今週の主な記事

計量法施行規則等を一部改正、指定検定機関指定の申請の考え方　①面
資料・計量法施行規則の一部を改正する省令、特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令、基準器検査規則の一部を改正する省令　②～⑦面
A&D新製品、大型トレーラー横転事故　⑧面

毎日更新～Facebook『計量計測データバンク』
日本計量新報　注目企業のインタビュー記事や、展示会情報がわかる

圧力計測機器の校正は長野計器グループへ

高いスキルを持ったスタッフが丁寧にJCSS校正作業をおこなっています。
豊富な校正機器、充実した校正設備で様々なニーズにお応えします。

長野計器とナガノ計装は、計量法に基づく圧力の校正事業者です。
ilac-MRA　IAJapan　JCSS　JCSS 0080　ilac-MRA　IAJapan　JCSS　JCSS 0143
長野計器株式会社　品質保証部（JCSS0080）と株式会社ナガノ計装　計測器校正サービスセンター（JCSS0143）は、認定基準としてISO/IEC 17025（JIS Q 17025）を用い、認定スキームをISO/IEC 17011に従って運営されているJCSSの下で認定されています。JCSSを運営している認定機関（IAJapan）は、アジア太平洋試験所認定協力機構（APLAC）及び国際試験所認定協力機構（ILAC）の相互承認に署名しています。
長野計器　本社／〒143-8544　東京都大田区東馬込1-30-4　TEL 03-3776-5311　FAX 03-3776-5320
http://www.naganokeiki.co.jp/　お問合せはフリーコール／0120-10-8790
ナガノ計装　本社／東京営業所　〒143-0022　東京都大田区東馬込1-30-4（長野計器ビル）
TEL 03-5718-3281　FAX 03-5718-0238　http://www.nagano-keiso.co.jp

118年の伝統とイノベーションの計量装置総合システムメーカーです。
OMI 計量と制御の技術集団
OMIの製品<支えるのはイノベーション>
各種工業用プラント
各種農水産物選別プラント
液体・粉粒体充填装置
配合・調合計量システム　設計・製造
トラックスケール計量・データ管理システム
トレーサビリティ管理システム
各種穀物用計量機
多様なニーズに110余年の技術開発とノウハウでご提案します。
計量システムの専門メーカー

伝統の技術・先進の技術・信頼の技術
近江度量衡株式会社
本社 〒525-0054 滋賀県草津市東矢倉3-11-70
TEL.077-562-7111　FAX.077-562-7116
【国内拠点】本社草津工場・東京・札幌・帯広・仙台・新潟・熊本・久留米
【海外拠点】韓国（仁川）・中国（上海）・タイ（バンコク）
URL:http://www.omiscale.co.jp